

一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年9月5日

【開催日】 平成29年9月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前8時58分～午後3時32分

【出席委員】

委員長	小野 泰	副委員長	松尾 数則
委員	岩本 信子	委員	岡山 明
委員	河野 朋子	委員	笹木 慶之
委員	下瀬 俊夫	委員	中村 博行
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	中島 好人	議員	山田 伸幸
----	-------	----	-------

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	今本 史郎
総務部次長兼総務課長	岩本 良治	秘書課長	大谷 剛士
人事課長	辻村 征宏	税務課長	藤山 雅之
税務課課長補佐	伊與木 登	税務課主査兼市民税係長	亀田 由紀枝
税務課収納係長	畑中 徳行	税務課固定資産税係長	原田 貴順
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
財政課長	篠原 正裕	財政課課長補佐兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	鈴木 一史	管財課長	木本 順二
管財課主幹	梅田 智幸	情報管理課長	山根 正幸
文化・スポーツ振興部長	姫井 昌	文化・スポーツ政策室長	船林 康則
文化振興課長	西田 実	スポーツ振興課長	川崎 信宏
市民生活部長	城戸 信之	市民生活部次長兼環境課長	深井 篤
市民生活課長	石田 恵子	市民課長	長井 由美子
生活安全課長	吉村 匡史	環境事業課長	川上 公志郎
環境事業課主幹兼環境衛生センター所長	木村 清次郎	健康福祉部長	河合 久雄
健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼本 裕子	高齢福祉課長	吉岡 忠司

社会福祉課長	渡部 勝也	こども福祉課長	川崎 浩美
国保年金課長	桶谷 一博		
産業振興部長	芳司 修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋 敏明
商工労働課長兼企業立地推進室長	白石 俊之	観光課長	矢野 徹
建設部長	森 一哉	建設部次長兼土木課長	榎坂 昌歳
土木課課長補佐兼河川港湾係長	泉本 憲之	土木課主査兼管理係長	古屋 憲太郎
土木課道路整備係長	金田 健	都市計画課長	河田 誠
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	高橋 雅彦	都市計画課管理緑地係長	伊藤 佳和子
都市計画課計画係長	大和 毅司	都市計画課建築指導室長	迫田 勝憲
建築住宅課長	中森 達一	建築住宅課主幹	平中 孝志
建築住宅課主査兼住宅管理係長	村上 信一	建築住宅課建築係長	石田 佳之
山陽総合事務所長	吉藤 康彦	山陽総合事務所次長兼地域活性化室長	沼口 宏
教育長	宮内 茂則	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	学校教育課長	三輪 孝行
社会教育課長	和西 禎行		

【事務局出席者】

局 長	中村 聡	局次長	清水 保
-----	------	-----	------

【審査事項】

- 1 議案第55号 平成28年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

午前8時58分 開会

小野泰委員長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開きます。

古川副市長 昨日、モートンベイ市長が表敬訪問された際、委員会を休憩し、玄関前でのセレモニーに参加していただき、ありがとうございました。市長一行も、大変感激されて喜んでおられました。どうもありがとうございました。

西田文化振興課長 決算資料の32ページ、きららガラス未来館の収支の予算ですが、下瀬委員から質問のあった平成28年度のきららガラス未来館の当初の収支予算で、36万5,702円のマイナス予算になっていた理

由は何かという質問についてお答えします。平成28年度にマイナス予算を組んでいる主な原因としては、技術スタッフを前年度より1名増員されたことによるものです。技術スタッフを3名体制から4名体制の1名増員され、人件費増に伴う36万円余りのマイナス予算を組まれたものです。結果的には、いろいろな営業努力で販路を拡大され、支出を削減されるなどされて、決算では2万70円まで赤字を圧縮され、収支をほぼ同額にされているところです。

下瀬俊夫委員 5年間の委託契約ですよね。3年目に1人を増やしたために赤字予算となったと。これは3年目の当初から、その予定で予算を組まれたということですか。

西田文化振興課長 技術スタッフが3名から4名になったんですけれども、その2名については、出張体験等を増やして増収を図り、残りの2名については、きららガラス未来館に残って、通常やっている講座等に専念してもらおうという考え方で、当初から考えておられます。

下瀬俊夫委員 途中から1名増員するという想定の下で、当初から委託契約をされたのかって聞いたわけですが。

西田文化振興課長 当初の契約は、技術スタッフは3名が基準でした。これは事業者の営業努力といいますか、収益を上げる中での一つの試みであろうと考えています。

下瀬俊夫委員 5年間の委託契約ですから、3年目にマイナス予算を組まれたということで、それ以降もその影響はあるわけでしょう。それ以降もマイナス予算ですか。

西田文化振興課長 29年度はプラス予算で組んでおられます。

藤山税務課長 昨日、笹木委員からの質問でお答えできなかった決算書162、163ページの件についてお答えします。歳出ですが、2款総務費2項徴税費1目総務税務費23節償還金利子及び割引料、細節還付加算金の59万1,400円の内訳についてですけども、固定資産税については7件で7万2,100円、法人市民税で32件、51万9,300円の合計59万1,400円となっています。

小野泰委員長 それでは、審査番号13番、歳入について。72ページからお願ひします。

下瀬俊夫委員 それぞれ不納欠損をされていますが、例えば固定資産税の不納欠損、ちょっと金額もかなり大きいので、なぜこのような処理になったのかお答え願ひたい。

藤山税務課長 監査委員の決算審査意見書13ページ、滞納処分執行停止で不納欠損は行っているところがあり、執行停止というのは、例えば財産なしとか、生活保護、生活困窮とか、そういった方が該当になるわけで、行方不明も該当になるわけですが、預金調査、それから生命保険の調査、掛金の中からの払戻しがあるかとか、共済の掛金、出資金とかそういったもので差し押さえて、配当がある方については、もちろん充当するわけですが、そういったものがない方について、財産なしということで執行停止をしているわけで、固定資産があるからということで執行停止をする、しないとかいうことではありません。固定資産ももちろん資産の一つではありますが、それが古い建物で換価価値がなければ、それが財産とは認識できません。やはり財産なしという形になろうかと思ひますので、固定資産税をお持ちの方でも、財産なしということで執行停止に基づき不納欠損で落とすことはあることです。そういった形での不納欠損を行っているところです。

岩本信子委員 固定資産税の不納欠損のことについて、例えば空き家なんか結構あるじゃないですか、持ち主がいない。そういう場合で不納欠損になっているということはあるんですか。

藤山税務課長 例えば、固定資産を市内にお持ちで行方不明という方も中にはいますので、そういった方であれば、執行停止、即時消滅等を使って、不納欠損で落としている場合はあります。

岩本信子委員 行方不明じゃなくて、例えば亡くなられて、そして相続された方がこちらになくて、例えば県外とか遠くにいるとかいう場合で、固定資産税を払わないっていう例が。話を聞いたんですけど、「固定資産税を払わないでいたら、結局、市で財産処分して、その土地が市の物になるんじゃないかということで、全然払わない。別に要る土地ではないから」という話は聞いたんですけど、そういうことはされるんですか。

藤山税務課長 基本的に、土地とか固定資産で税金を納めるといふ物納は認められていませんので、そういったことはできません。「ずっと払わなければ市のほうにそれがいくのではないか」ということについては、私は承知していません。

下瀬俊夫委員 先ほど、課長が監査委員の意見書を基にして説明されましたよね。本来であれば、監査委員に我々が質問して、監査委員からいろいろ答弁を聞くということはあるんですが、執行部が監査委員の意見書を基にした説明というのは、本来はおかしいんじゃないですか。市民の税金の処理ですから、少なくとも不納欠損、収入未済額も含めて、きちんとした資料が要るんじゃないかなと思うんですよ。いかがですか。

藤山税務課長 決算委員会で、やはり不納欠損というのは、必ず皆さん注目されている点ですので、今の意見をお聞きして、来年度、その旨の資料を出したいと思います。

岩本信子委員 先ほど不動産を取り上げることはないと言われたんですけど、例えば不動産を取り上げて競売に掛けるとかいう手段は採れるんですか。

藤山税務課長 論理的には採れます。ただ、その建物に根抵当とって、最初に抵当権を設定された方があれば、その土地建物を換価、競売とか公売したときに、やはり配当はそちらのほうにいくということで、必ずしも充当できる場合がない。論理的には不動産の滞納処分、差押えはすることは可能ですので、今後そういうことができる物件がありましたら、検討したいと考えています。

下瀬俊夫委員 先ほどの監査委員の意見書を見ると、滞納処理が担当の努力によって進んだということが評価されています。それはそれとしていいことだと思っているんですが、軽自動車税の不納欠損が77万円あります。軽自動車税の不納欠損というのは、少しイメージしにくいんですが、どういう状況のときにこうなるんでしょうか。

藤山税務課長 これは昨年度も委員から同じような質問があり、内容の確認、把握することを努力するということはお答えしたと思うんですが、軽自動車を廃車する場合、いわゆる原付であれば、市に届出をする。軽四であれば、軽自動車検査協会に届出をして、それで課税が止まるわけですが、ここに上がってくるものについては、中には実際には使われてなく、

廃車同様に飾ってあるような軽自動車もあるとは思いますが、その方の届出なしで落とせないのが現状です。ただ、適正な課税というのも、税務課の一つの役目ですので、業者等にたまたま確認ができて廃車とかしているのであれば、現地調査して落としているのが現状です。

下瀬俊夫委員 課税は3月1日時点ですか。

藤山税務課長 4月1日です。

下瀬俊夫委員 4月1日時点で、廃車等の届出がなければ課税されるわけよね。そのときには、もう現物はない場合があるということですか。

藤山税務課長 4月1日時点で、例えば解体業者に回されても、届けてなければ課税は起こるということです。

岩本信子委員 市税ですけど、補正でかなり個人も法人も当初予算から随分と減っているなということがあるんですけど、この辺を説明していただけますか。

藤山税務課長 この補正は、去年の12月補正で行いました。2億7,000万円ほど減しています。法人市民税は、現在、各種指標を見ますと、景気は緩やかに回復ということですが、その前の年においては、急激な円高の部分もあり、海外経済がちょっと伸び悩んでいるとかあった関係で、本市の基幹産業である工業関係で企業収益が悪化していました。その関係で、今年度は昨年度の確定申告を基に中間申告が上がってくるわけですが、その金額が下がったということで補正したところですよ。

岩本信子委員 不納欠損で落とされているわけですけど、これに至るまで、どのような努力をされたんですか。きちんと督促を出すとか、訪問するとかいろいろ回収する手段はあったんですけど、どのような活動をされたかをお聞きしたいんですけど。

藤山税務課長 督促は、法律上しなければならぬとなっており、必ずしています。それでも支払わない場合は催告状を送っています。それでもかなわない場合は、差押え予告書を送り、反応を見えています。反応がなければ、折衝を行うわけですが、それと並行して財産調査を行っています。その結果、財産調査しても財産が出なかった場合、現場に行き捜索をし

ています。それで財産がないということであれば、初めて不納欠損で落とすということが主な流れです。ただ中には、督促状は送るんですが、その後納付もないということで、5年間の消滅時効を迎え、納税義務がなくなったというのがあります。そこは税務課の懸案事項で、この辺を少しでもなくすように、納付があれば時効の中断で不納欠損で落とすことにはならない場合が出てきますので、なるべくお会いして、納付を少しでもしてもらい、不納欠損額を落とすように努力しているところです。

岩本信子委員 この137件に対する調査が全部きちんと記録されていますか。

藤山税務課長 滞納管理システムを入れており、個人個人で、その記録を取っています。差押えをする場合、それまでの経緯を残しておいて、滞納者からの反応があったときに「こういったことがあったので、こういった事態に至りました」と説明することとしていますので、必ず職員が記録するようにしています。

河野朋子委員 監査委員の報告によれば、今回、積極的に滞納整理が行われたことがうかがわれると書いてあるので、ということは28年度においては、それぞれの課が前年度よりも増して、そういったことに取り組んできたと受け取っていいんですか。さらにプラス、29年度、30年度とできるのか。

藤山税務課長 税務課においては、消滅時効5年の部分、635万3,325円ですが、去年は1,000万円を超える部分がありました。ここの部分については一回も納付がない、時効の中断もない、折衝もしてない、分納誓約もしてない、そういった方々です。それから1,100万円から500万円ぐらい減ったというのは、地道ではありますが、お会いするなどして納付があって時効を中断したということで、ここら辺が減らした大きな原因だと思います。今後も税務課としてはここら辺に力を入れたいと思います。

川地総合政策部長 全庁的に国保会計とかについても、現年度分の収納率のアップ、それから滞納分の少しでも縮小ということで、全庁体制でこれはやっています。これについては、28年度の収納率の実績を見てもらえれば分かりますし、今後も、この収納率のアップ、自主財源の確保に積極的に努めていきたいと考えています。

今本総務部長 不納欠損の関係ですけれども、税務課では平成17年度が1億4,000万円程度、これ最高だったんですけれども、それ以降徐々に不納欠損額は減っているということで、今回の1,253万4,421円は、合併以来最低の数字で、ここにも税務課の徴収の努力という部分が表れていると思います。一つには、数年前から差押えだとかそういったもののノウハウを県税事務所と一緒にっており、そこのところで、随分と税務課の徴収能力が上がってきたと考えていますし、国保についても、今年収納係を新たに設け、収納に力を入れているという状況です。また、市の全体的な債権管理においては、債権管理条例を議会からの指摘もありましたけれども、今、その制定に向けて取組を行っており、近いうちに債権管理条例、市全体としての債権の取組についての取りまとめをするという形になっています。

下瀬俊夫委員 市税の不納欠損ですが、これは法による欠損処理ですね。この場合は交付税算定はあるんですか。

川地総合政策部長 滞納処分に関する交付税算定はありません。ただ、現年分、今うちは99%を超えていますけど、現年分はたしか徴収率が98.0%で、それよりもうちはいいので、それ以上に自主財源確保はしているという形になろうかと思っています。

岡山明委員 不納欠損の中で、市民税の法人税ということで、企業倒産が対象として上がってきているのかどうか。

藤山税務課長 破産宣告とかを受けて不納欠損をした企業はあります。

下瀬俊夫委員 74ページ、たばこ税ですが、5年前から減ってないよね。これは値上げの影響ですか。本数は分かれますか。

藤山税務課長 本数については平成26年度が9,836万9,000本、27年度は9,627万本、それから平成28年度は9,276万2,000本となっています。やはり値上げの影響はあろうかと思いますが、今年度においては、昨年度よりもちょっと収入が減っているのが現状です。

小野泰委員長 1款いいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 2款地方譲与税。いいですか。3款、4款、5款。6款、7款。

矢田松夫委員　ゴルフ利用税が年々減少しているんですが、28年度、外国から当市に来られたのが約1,300人という内容で、ゴルフをされる方も随分増えたということですが、大して影響なかったのか。約300万円減っているんですね。焼け石に水なのか、今後どうされるのか、お答え願えますか。

篠原財政課長　7款のゴルフ場利用税交付金ですが、これは県税です。県でゴルフ場利用税が徴収され、ゴルフ場が所在する市町に10分の7が交付されるというものです。インバウンドによる外国人の利用による影響なり、今後の動向ですが、ゴルフ場があるまちとしては、ゴルフ場をどんどん使ってもらえれば、このゴルフ場利用税交付金が増えてくるということですので、利用の向上につなげていけたらと思っています。

小野泰委員長　ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）8款、9款、10款。

下瀬俊夫委員　地方交付税、なぜ減ったんですか。

篠原財政課長　28年度の算定ですが、まず、大学に係する経費としては、当初、900人の学生数で計算しており、922人ということで、算定の増の要因になっていますが、減額の要因としては、国勢調査により、基本的な単位となります人口が減ったというのが一つあります。それから、国の算定でリーマンショックを反映した特別加算枠というのが交付税の中で設けられていましたが、もうリーマンショックは終わったので、その対応は終わるということで、平時モードへの移行、それに関連して地域経済雇用対策費という算定項目が大きく減ったため、結果として普通交付税で53億7,841万6,000円という結果になっています。

河野朋子委員　地方交付税で、少し金額が変わってきたということですけど、合併算定替えの2年目になるんですか。ということで、これからまだ更に削減というか、縮小していくわけですね。トータル、普通と特別で60億円ぐらいで推移していくのかなと思ったんですけど、決算もこういう状態で、29年度も大体それぐらいでしたね。それはいいんですけど、補正で出たのでだんだん減っていくのかなと思ったんですけど、この決算を踏まえて、横ばいの60億円ぐらいで推移をしていくのかなという予測ですが、これからがぐっと減るということはないですよ。

川地総合政策部長 まず合併算定替えの話ですが、27年度から始まって、27年度が0.9、それから0.2ずつ下がって、32年度で全部。この影響額が合併当初は7億5,000万円と試算していましたが、その後、消防費の関係とか、支所、出張所の関係とか、そういったことでかなり緩和をされて、現在、26年度から32年度の影響額は約3億円と踏んでいます。実際に29年度の実績は出ていますけども、29年度はちょうど0.5、影響額は1億5,000万円ほど下がっている。ということは、あと、まだ1億5,000万円は下がってくると踏んでいます。さらに人口が国調人口になってきます。それから教育委員会に関しては、児童生徒数が全部単位費用になってきますので、どうしても単位費用から見れば下げざるを得ない。ただ、一方で扶助費、厚生費、社会福祉費、児童福祉とかが皆上がってきています。ただ、地方消費税の関係が出てきますので、国がどのような考え方をしてくるのか、それから介護報酬とかいろいろ報酬もありますので、この辺がちょっと見にくいんですけども、財政計画を立てる中では横ばいか若干低めという感じで今のところ考えています。

岩本信子委員 今、算定替えで3億円ぐらいの影響が出ると言われたんですけど、大学ができたということで、地方交付税としてはどのぐらい増えたんですか。

川地総合政策部長 28年度の決算額で、大学費として算入されることで15億6,267万6,000円というのが単純に基準財政需要額に積み上がっています。この28年度の決算だけで、大学経費の影響を除いた場合は5億5,000万円ぐらいの減額、27年度から比べて。5億5,000万円通常で減って大学で15億6,200万円増えて、結果として決算額、27年度と比べれば10億円弱の増加という算定になっています。

小野泰委員長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）11款、12款。

笹木慶之委員 分担金及び負担金で、不納欠損が34万5,000円出ていますね。見てみると保育所運営費の負担金のところで、生じているということですが、その内容を教えてください。

川崎こども福祉課長 児童福祉費負担金で保育所運営費負担金不納欠損が34万5,000円あります。これは、一人の方で18件ですけども、時効の

5年以上が経過して、本人もお亡くなりになり、徴収困難ということで不納欠損をしています。

小野泰委員長 よろしいですか。ないようでしたら13款。

矢田松夫委員 13款の公営住宅の使用料のことについて質問しますが、確かに前年度までの滞納額については減っている。この収入未済額を少なくするために、今後どのようにして収入を増やしていくかということが一つ。もう一つは、市内でも約400戸の空き家があるんですが、それを改修しながら新しいものに変えて収入を増やしていく方法もあるんですが、それらを含めて収入を増やすため、あるいは滞納額を減していくためにはどうするのかということについてお答え願えますか。

中森建築住宅課長 まず、収入未済額を減らすことですが、収納率自体は若干ではありますけども、昨年度よりも上がっています。引き続き、現在の体制を持ってマンパワーにより支払ってもらえない方への面談等を含め、進めていきたいと思えます。それと収入を増やすということですけども、空き戸数が386戸と現在なっています。これは3月31日現在の数字ですが、まず、1月募集で当選された方が3月までに入られてないということもありますので、実際、この時点ではこれだけの戸数が空きという形になっていますが、修理できる部屋があるので極力安価な修繕等を行い、入居戸数等は延ばしていきたいと考えています。ちなみに、空き戸数で今、入居率を計算していきますと、73.6%という入居率になります。この中には、政策的に空き家をしている戸数があります。例えば用途廃止に向けている古開作第一団地とか南中川第二、壊すことを前提としています平原団地等がありますので、それは入居の募集対象にはなっていません。そういう戸数が116戸ありますので、単純にそれを引いて入居率を求めますと約80%という状況になっています。

下瀬俊夫委員 今の件ですが、時効中断されて不納欠損処理は一応ゼロではあるんですが、かなり長期にわたって時効中断をされていて、滞納がそのまま残っているんじゃないですか。いつごろから滞納がたまっているのか教えてください。

中森建築住宅課長 一番古いものが何年からというのは把握していません。

下瀬俊夫委員 資料を見ると、この5年間でかなり滞納額は減ってきていますね。

そういう努力はされているんだろうと思うんですが、問題は、長期にわたって滞納分があった場合、もう居ない場合もあるんじゃないかなと思っているんですよ。そういう事例はないんですか。

中森建築住宅課長 言われるとおり、もう行き先が分からない方もあります。公営住宅は私債権であると判断して、不納欠損は26年度までは行っていましたが、27年度から不納欠損をやってない状態になっていますので、かなり古いものはないと思うんですけども、当然、行き先が分からなくなっている方とか、もう亡くなっている方もいるのではないかと考えています。

下瀬俊夫委員 もう回収のしようがない債権を、不納欠損処理をしないからということで、後生大事に抱えてもしょうがないでしょ。そこら辺はどうされるんですか。

中森建築住宅課長 債権管理条例で適切に処分等をしていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 そんなものまだ何もないじゃないですか。管理条例を作るという話はあったけど、まだできてないじゃないですか。今の時点の話をしていないと。

中森建築住宅課長 今の時点では特に何も対応等は考えていません。

岩本信子委員 長期滞納したら立ち退きの裁判を掛けられますよね。その人たちの債権が残っているということですか。

中森建築住宅課長 明渡しの強制執行等を行った場合は、市営住宅にも当然残っていますし、裁判の費用として相手方に払ってもらうものについては雑入として債権が残った形になっています。

岩本信子委員 そういうのはもう取れないんじゃないですか。中途半端に収入未済額で置いておかれるというのはいかがなものかなと思います。明渡しをしてもらっても取れないという場合は処分していくべきじゃないかと思っているんですけど、これを債権管理条例を作ってやるということですか。

中森建築住宅課長 裁判が確定して、その後、協議の場で「たまっている債権を分納して払いましょう」ということになっている方もいますので、少しではありますけれども、過年度分として収納ができているものもあります。全く払ってもらえない方もいますが、今の時点でそれを落とすということは考えていませんので、条例ができて、どういう形で手続きができるかは今後検討します。

下瀬俊夫委員 80ページ。衛生使用料が4,200円、不納欠損にされていますが、これは何ですか。

深井市民生活部次長 この衛生使用料4,200円については、南墓地の霊園管理料です。東墓地も同じですけれども、合併前に南墓地及び東墓地の管理料については、総額が5万円に達するまで毎年2,100円のお金を納めてもらっています。ですので、この4,200円は、その2,100円掛ける2件ということです。

下瀬俊夫委員 発生した原因は分かったんですが、なぜ不納欠損になったのかが知りたいんです。

深井市民生活部次長 毎年2,100円もらっていたんですけれども、途中でその方から入金がなくなったので、行方を検索したんですけれども、分からないまま5年間が経過したということで不納欠損に至ったということです。

下瀬俊夫委員 その墓地はどうなったんですか。

深井市民生活部次長 墓地については、まだ墓が建っていますので、そのままにしています。

笹木慶之委員 今の流れの中で、公債権と私債権の取扱いの問題が適切に対応されているのか若干疑問に感じるんですよ。担当課によって考え方が整理されていないような気がします。早く制度を確立されて、その制度の中で市として処理することを急がれたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

川地総合政策部長 市の債権は強制徴収債権を含む公債権とそれ以外の私債権とに分かれます。公債権については、地方自治法等々に基づく不納欠損

処分ができる仕組みになっていますが、私債権については、時効の援用か若しくは権利の放棄という議会議決を伴うような形になりますので、なかなかそこまではやりにくいということで、どうしても残ってしまうというのは事実です。決算書を見てもらえば分かると思いますけれども、私債権については、そういう形で残ってしまう。ずっと残ってしまうと、やはりかなりの問題がありますので、市としては債権管理条例について今、制定の方向で極力努力をしている。それができたら、それに基づいて粛々と処分していくという形でいこうと考えています。

笹木慶之委員 先ほどからお聞きしますと、かなり深刻な状況の中での対応ということはよく分かるんですが、やはり早くそこを整理することを要望しておきます。

岩本信子委員 ごみの証紙収入のところですが、じんかい処理手数料ということで入ってくるんだと思うんですけど、予算より少ないんですが、ごみそのものは減っていないんじゃないですか。その辺で、この証紙収入が少なくなるというのがちょっと合わないのかなと思うんですけど、どう捉えられていますか。

深井市民生活部次長 ごみ袋に印字されている証紙の収入ということですが、実際には市内の4業者にこの作成を依頼していますが、その業者からごみ袋の販売枚数を申告してもらっています。それが当初の見込みよりも少なかったということです。

岩本信子委員 ごみがこれで多くなったとか少なくなったとか、判断するのはちょっと違うということですね。この証紙収入は、その4業者の自己申告によるものですか。例えばどこに何個卸したとか、伝票などがあるじゃないですか。そういうのをチェックされることはないわけですね。その業者の自己申告ということですか。

深井市民生活部次長 業者から毎月、何袋を小売店に卸したという表をもらっています。それに基づいて、この収入の計算をしています。

岩本信子委員 別に業者を疑うわけじゃないんですけど、例えば抜き打ち調査とか、そういうことをされることはないんですか。

深井市民生活部次長 抜き打ち調査をするということは、今のところ考えては

おりません。

小野泰委員長 14款、国庫支出金はよろしいですか。15款県支出金。

岩本信子委員 前の説明のときに石油貯蔵施設立地対策補助金が減らされたと聞いた気がするんですけど、どうですか。

川地総合政策部長 28年度の備蓄の総交付金は1億102万8,000円です。ところが消防組合が消防ポンプ自動車を買っています。常備消防です。これが5,163万2,000円で、直接、組合に交付されます。これは協定でそのような形にしていますので、減ったわけではありません。残りの土木費が4,939万6,000円入ってくる。ですから、備蓄自体について、金額的には備蓄量に応じて多少増減はしますが、相対的には1億円前後と理解いただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 100ページと101ページ。この県補助の広域乗合バス支援事業費というのは、何に出される補助ですか。

白石商工労働課長 路線バスに対するもので、山口県生活バス支援事業費補助金がこれに当たります。バス路線維持費の補助金として、広域のバス路線の運営に対する補助です。

下瀬俊夫委員 バス路線というのは三つのバス会社がありますよね。それに県費で上乗せして出しているということですか。

白石商工労働課長 資料を探すのにちょっと時間が掛かりますので。

岩本信子委員 その下の地方消費者行政推進事業費補助金、これはどのような事業に使われているんですか。

吉村生活安全課長 消費生活センターの運営のための事業費になります。主な内容は、臨時の給与と事業の運営のためのお金になります。

小野泰委員長 よろしいですか。16款。

岩本信子委員 この中で出資金返還金の4,468万円。これは何を出資し、返還してもらったんですか。

白石商工労働課長 この件については、産業再配置促進整備補助金の基金処分に伴うもので、やまぐち振興財団からもらい、その同額が歳出の243ページの償還金で国に償還しています。

岩本信子委員 どこから返還されたんですか。もう一度お聞きします。

白石商工労働課長 やまぐち産業振興財団、旧財団法人山口県産業技術開発機構で、そちらが行う研究開発型の企業育成のための債務保証事業に係る必要な債務保証基金の造成ということで行っており、国の会計検査で廃止となりましたので、国の補助金分を返還です。

下瀬俊夫委員 105ページの市有地売払い収入ですが、この決算書では3,053万何がしになっていますよね。資料のほうでは3,013万円となっているけれど、この違いは何ですか。

高橋産業振興部次長 残りの部分で、39万3,415円が県道の改修工事に対して山林の一部を売却していますので、お手元の資料にはその収入が入っていないのではないかと思います。

岩本信子委員 これはどこへ売られたんですか、市有地売却の土地。

高橋産業振興部次長 県事業において県道熊倉山陽線の道路の拡幅工事がありましたので、福田地区において、そういった一部の市有地を売却しています。

岩本信子委員 言われたのは三十何万円の方でしょ。3,000万円の土地の売払いは、どこを売られたのかということですけど。

木本管財課長 市有地売却の内訳ですが、市有地は6件、法定外公共物が5件です。内訳については、この市有地の中には市のホームページで紹介しています市有地売却情報随時募集というのがありますが、その物件の一つの売却があります。それ以外に南墓地の隣接でソーラーを造るということで売却した物件が2件、あとは個人に随契で売った物件が2件、これは市有地です。全体で市有地が2,922万1,125円で、法定外が91万6,270円です。

岩本信子委員 この土地の売払いですけれど、場所と面積とその単価と金額、その資料をお願いしたいんですけれど。

木本管財課長 後ほど提出します。

小野泰委員長 寄附金。

河野朋子委員 企業版のふるさと寄附金です。これは、ふるさと納税のほうはある程度は市の持出しがあって結局は入ってきたお金があって、審査の中で正味幾らぐらいのプラスになったという説明を受けたんですけれど、企業版ふるさと寄附金というのは、ちょっと違う性質のもので事業に充ててということでしたよね。この内容の説明をお願いします。

河口企画課長 この企業版ふるさと納税については、正式名称は地方創生応援税制という事業です。税制の改正があったということで、この企業版ふるさと納税ができたというところもありますが、これについては地方創生事業において、内閣府が認めた事業について、単独事業について企業からの寄附を充当することができるという事業です。28年度から開始した事業で、子育て総合支援センター事業に対して、28年度については充てた事業です。この事業については、市内に事業所がなくてもいいんですけれども、本社が市内にない事業所からの寄附ということになります。ですから、工場があっても構いませんけれども、基本的には本社がない企業から寄附を受けるものです。本来は、該当すればどこの企業からでももらえるんですけれども、市としては関連する企業に対してお願いに行って、今回の寄附をもらおうということで企業回りをして、今回の寄附となったところでは、企業については税制でするので、有利な点としては、普通の寄附であれば3割程度の税的な控除があるんですけれども、合わせてプラス3割の税額控除があるということです。正確に言うと、本来の寄附でしたら寄附額の3割相当分が損金算入されることによって、軽減効果があるということになります。それにプラス今回は法人住民税、法人税、法人事業税から3割分が税額控除されるということで実質企業の負担は4割ということで済むということになった制度です。それで、今回は10社企業からいただいたところです。

河野朋子委員 以前も言いましたけど、この企業版ふるさと納税は、地方にとってはすごく有利ですよ。本社がない企業に対して外からももらえる

ということで、個人のふるさと納税とはまた違ったメリットもあるので、どんどん積極的にやっていったらいいと思うんですけど、もう少し予算を増やすというか、スタートしたばかりなのでこれは最初の一步ですよ、多分。この事業はどういう手続でしたか。

河口企画課長 この税制が28年度から31年度までの時限立法であり、4年間となっています。ですから、29年度については理科大の整備、建設事業について申請して了解が得られたので、それにも該当することはできます。ですから、29年度については、子育て支援センターの整備、それから理科大の薬学部の建設事業に充てることができます。あとは企業の選択になります。それで、1寄附が10万円以上の寄附が必要であるということです。ですので、基本的には時限立法ですので、4年間、あと3年間ですけれども、努力しながら寄附をもらっていきたいと思っています。

河野朋子委員 こういった財源確保ですよ。いろんなところから財源を持ってくるという意味では、努力次第、市長などのトップセールス、そういうところにも期待したいんですけども、どうでしょうか。

河口企画課長 寄附ですので、企業から地域貢献ということで寄附をいただくという形になろうと思います。6割の税額控除的なものはありますが、企業が寄附をしたいという意味があつての6割の税額控除になりますので、こういう事業をやるので是非協力いただきたいというお願いに行くだけですので、努力して、同じところも何度も足を運びながらお願いしていきたいとは思っています。

下瀬俊夫委員 この企業版は、確かに時限立法だけど、特に本社機能のある東京周辺では逆に問題が起こってきていますよね。法人税の収入が落ちるという点はあるんですが、同じように山陽小野田市に本社のある企業も同じような状況になるわけ。よそに寄附したという事例が分かれば教えてください。

河口企画課長 その該当は確認できていません。

小野泰委員長 18款。

岩本信子委員 退職手当基金ですけど、積立額が1万4,434円しか積み立て

られていないんですけど、残高が5億9,700万円あるんですけど、今の職員の数に対する退職手当基金なんだと思いますけれど、この辺は充当できているんでしょうか。

篠原財政課長 退職手当基金については、28年度の積立は行っていませんでした。岩本委員が言われた金額は、基金での利息相当額が積んであるということです。今後の職員の退職に伴い、この退職基金の活用というのもあり得ることですが、平成40年を過ぎると、団塊世代のジュニア世代、その職員が1年度に十何人退職という時期を迎えますので、この残高では活用していくにはちょっと不足かなと思っているところです。

岩本信子委員 基金残高を全体的に比べてみると、多分大学法人の運営基金が13億円増えているから、それなりの金額が増えているんだとは思っているんですけど、このまちづくり魅力基金ですよ、今後これを使われていくということですが、予定をお聞きしたいんですが。

篠原財政課長 このまちづくり魅力基金については、合併特例債に代わるソフト事業に充当できるものということで積み立ててある基金です。28年度については5,998万円の繰入れをしています。合併のときの住民情報系のシステム管理をするということで4,000万円。それから、日本サッカー協会の夢の教室の開催とか新火葬場、あるいは埴生地区の複合施設の基本設計部分の充当をしています。まだ具体的な繰入れの予定は立てていないんですけど、年度年度で合併に関連して使えるものに充当していこうと考えています。

岩本信子委員 合併に関連したものということで、ほかのところには使われないんですね。

篠原財政課長 このまちづくり魅力基金の目的は、合併後の地域の一体感の醸成とか、均衡ある発展とかいう事業に充てるとなっていますので、その目的で使っていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 資料で、基金残高の合計が出ていますよね、それぞれの基金の残高は監査委員の意見書の中に載っているんです。ところが、年度末合計を見ると残高が違うんですよ。この違いは何か。

篠原財政課長 確認します。

下瀬俊夫委員 13ページの資料、86億になっている。これは何の基金ですか。

山本財政課課長補佐 13ページの数字については、県の収入証紙の購入基金という定額の運用基金があり、その証紙に変わっている部分が現金ではないということで含まれていませんが、基本的には普通会計ベースの基金の残高を示したもので、現金化されてない部分を一部除いていますので、少し数値が一致しません。

篠原財政課長 資料の13ページ、28年度末86億6,749万3,000円の残高の基金については、普通会計の基金です。監査委員の資料の28ページは、全部の会計の基金が載っていますので、この中から小型自動車競走事業の基金とか国民健康保険とかを除くと13ページの残高と一致することとなります。

小野泰委員長 いいですか。では19款繰越金。20款諸収入。

下瀬俊夫委員 民生費の元利収入ですが、福祉援護資金と住宅資金、かなり実績が上がっています。これは何か特別な対策を立てられたのかお聞かせ願いたいと思います。

石田市民生活課長 福祉援護資金ですけれども、借受人が10人、計13件ほどの貸付けがあります。この10人のうち、現在履行している方が4名、分納誓約している方が3名いました。残りの3名ですが、以前から困難ケースということでずっと調査中の状況でした。この件については、1件1件、ケース記録を見直して、いろいろと追跡調査を行いました。履行していない3名と実際お会いして、今年度に入り納入してもらっているケース等も現在あります。

下瀬俊夫委員 この実態を貸付当初から知っているわけですが、これを追跡するというのはなかなか至難の業だろうと思っています。連帯保証付きの分もかなりあるので、それは現在健在であれば追跡調査可能だと思っていますが、それでもこの貸付金は回収が難しい部分だろうと思っています。これは連帯保証の関係の回収をしているということではないでしょうか。

石田市民生活課長 この困難ケースの3名ですが、実際借りた本人は皆さんお亡くなりになられています。連帯保証人も亡くなっているケース等もあり、戸籍等を取り寄せたりしながら、どなたにお話すればいいかを課内でいろいろ調査して、この困難ケース3名の方皆さん、身内の方に実際お会いしました。その中に行方不明の方も1人いたんですが、その方もお住まいの場所を突き止め、そこまで行って、きちんと話をして、理解してもらい、今年度に入って少しずつですけど納入してもらっています。残りの2名については、いろいろ事情もおありのようですので、理解をいただく中で分納誓約等の約束を今後させていただき、少しずつ納入に向けて進んでいきたいと思っています。

岩本信子委員 総務の雑入ですけど、雑入の中の雑入金413万7,081円の内訳はわかりますか。

川地総合政策部長 大きいものだけで、291万5,380円は共済組合の生命保険金の関係の雑入。それから、次に大きいのが病院と水道ですけど、総務課で市例規集の更新をしますけども、これに対する病院と水道から諸収入としてもらいます。水道が31万2,228円。病院が35万6,832円です。

岩本信子委員 共済の生命保険の戻りは、本人に返されるのかどうか。

古川副市長 団体保険の手続をして、職員が全部手続の代行を勤務時間中にやっているということでこのような形で雑入に入れています。本人にはその分割引料が高くなっています。

岩本信子委員 民生費の雑入金、1,350万5,681円あるんですが、この内容をお聞きしたんですが。

川崎こども福祉課長 この主なものは、市外の児童で市内の公立保育所に入所している方が21名いるんですが、この方の運営費をそれぞれお住まいの市町から雑入としていただいているもので、1,338万3,750円で、1番大きなものです。

下瀬俊夫委員 115ページ。ネーミングライツの240万円が雑入で入っています。先般の委員会審査の中で、今年が3年目となって、これからどうするかを若干議論したわけですね。担当部長は、3年では短すぎるん

ではないかと、もっと期間を長くすべきだという意見を言われました。これは多分個人的な意見だろうとと思っているんですが、3年間これをやられて、いろんな意見が出ているということを御存じかどうか、お聞きしたいと思います。

姫井文化・スポーツ振興部長 ネーミングライツですけど、いろんな意見といますか、当初は不二輸送機ホールということで、場所が分かりづらいという意見があったことは認識しています。

下瀬俊夫委員 場所の問題を言っているわけじゃないんです。文化人とか、いろんな関係者が、あの文化ホールを特定の企業の名前で呼ぶということについて、いろんな意見があるんじゃないかと言っているわけです。それについては、少しは耳に入っていますかと聞いたわけです。

姫井文化・スポーツ振興部長 私のほうはちょっと承知していません。

下瀬俊夫委員 多分そうだろうと思っています。私は、3年ごとに文化ホールの名前が変わっていくような、そういうのは我慢ができないわけですよ。特に、特定の企業名がかぶせられているということで。先般の答弁でも、県内にはそういう文化ホールはないと言われました。これからもこれを継続するという、聞く耳持たないで、自分の好きなことをやるんだっていうんだったら話が違うんですが、こういう一般の市民を集めるホール、文化に関わるような、ネーミングライツについて、やはりこの3年間の経過を踏まえて、少なくとも専門家、文化人の意見をきちんと聞いた上で今後対応するぐらいの方向性があるといいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

姫井文化・スポーツ振興部長 下瀬議員が言われることも分かります。今回が3年目ということになっていますので、内部でも検証が必要かと思っていますし、専門家と言われても、どこまでか分かりませんが、文化会館運営委員会もありますので、そちらにも意見をもらいながら、3年目の検証は必要かと思っています。

下瀬俊夫委員 僕は、行政的にこれをやっても余り意味ないと思います。というのは、入ってくるお金との関係だけで物を見るんだったら。ところが、お金に代えられないのが「文化」だと思っています。そういう点で、特に文化人とか専門家と言われる方から見れば、もう我慢ができないぐら

いの気持ちでおられます。それが全く意見として反映していないということが、問題じゃないかなと思っているわけですよ。私のところには、かなりそういう意見が上がってきています。そういう点で、もっと真摯にそういう方の意見に耳を傾けるという姿勢は要るんじゃないかなと思うんです。ぜひ、そういう3年間の検証をお願いしたいと思います。

岩本信子委員 生活保護費の返還について、1,500万円が上がっているわけですが、この返還金の未収というのはあるのかお聞きします。

渡部社会福祉課長 返還金については、収入が1,516万5,139円ですが、収入未済額は8,955万7,387円あります。収入未済額、民生費の9,256万1,757円のうちの8,955万7,387円が生活保護の返還金です。

岩本信子委員 これ、戻してもらおうお金ですよ。戻ってこない部分が8,955万7,387円あるということですか。

渡部社会福祉課長 そうです。

岩本信子委員 28年度発生したのもあるんですか。

渡部社会福祉課長 過年度分、28年度当初の調定額が8,431万9,252円です。そのうち収入済額が373万637円で、不納欠損が500万4,014円です。117ページの不納欠損額のところに上がっているものについては、全て生活保護の返還金です。平成28年度中に新たに発生した返還金が2,540万7,288円で、そのうち、収入済みが1,143万4,502円です。新たに収入未済となったものが1,397万2,786円です。

岩本信子委員 年間に1,000万近く未収ということになるんじゃないかなと思うんですけど、これは国に返さなければいけないんじゃないですか。

渡部社会福祉課長 生活保護の国庫負担金から結局差し引かれますので、その分は自主回収という形になります。

岩本信子委員 そうすると、市税で負担しているという部分はかなりあるんじゃないですか。

渡部社会福祉課長 はい。結果的には市費で負担している形になります。

岩本信子委員 これに対する努力はされているんですか。

渡部社会福祉課長 現在、生活保護をまだ受給中の方については、少しずつ返還してもらっていますが、死亡廃止とか、もう自立されて廃止された方については、廃止するときに返還をお願いするんですけども、なかなか返還金は戻ってきません。これが増えている原因だろうと思われま

下瀬俊夫委員 民生費の関係で、収入未済が9,200万円あって、そのほとんどが今の生活保護の関係だということになれば、こういう問題がこうやって表に出てくると、資料としてきちんと出さないと。今みたいに市費に関わって、相当持出しが出てくるみたいな話になってしまうわけですよ。きちんとした資料を出してもらうことはできませんか。

小野泰委員長 資料の提出ができますか。

渡部社会福祉課長 必要な資料は出せます。

小野泰委員長 お願いします。

岩本信子委員 衛生費の雑入金の190万円の内容をお聞きします。

深井市民生活部次長 衛生費の雑入金、192万1,582円ですけれども、この主なものは、環境調査センターが分析を行います。分析のときに硫酸銀を使います。硫酸銀の売払金が110万8,648円で、これが一番大きいものです。この硫酸銀については、分析のときに使用して、これを廃棄するわけですけれども、銀があるということで、これを買ってくる業者がいます。それに売払いをしているものです。

岩本信子委員 土木費雑入金23万6,419円、これは何でしょうか。

中森建築住宅課長 この23万6,419円の中で、建築住宅課が関係するものが17万7,552円あります。そのうち、明渡しの強制執行や訴訟の費用を立て替えている分として収入しているものが、9万2,952円。それと公用団地の駐車場として組合に貸し付けている使用料が6万

6,000。その他、入居者が負担する水道用のパッキンとか細々したものを合せて17万7,552円となっています。

下瀬俊夫委員 119ページのリサイクル事業収益金ですよ。4,600万円あるんですが、資料の27ページの資源ごみの売却の金額と約400万円の差があるんですが、この理由は何でしょうか。

川上環境事業課長 この差額については、リサイクルプラザの「タルちゃんプラザ」がセンターにあり、その売上金が350万3,180円となっています。

下瀬俊夫委員 本とか家財とかのリサイクルですね。

川上環境事業課長 そうです。

小野泰委員長 それでは、市債。

岩本信子委員 この市債のうちで、合併特例債は幾らあるんですか。それと合併特例債の残がどのくらいあるのか。

篠原財政課長 合併特例債14億1,300万円の借入れで、発行可能額の残は、28年度末で56億4,400万円となります。

川地総合政策部長 先ほど河野委員から、地方交付税の推移を聞かれましたけれども、私が説明したのは大学を除いていますので、今後、薬学部が30年度開設しますと、29年度、工学部で16億円ほど普通交付税が入っていますが、それプラス、薬学部の定員が120名なので、これが6年間続きます。薬学部の場合は学生1人当たりの交付税単価が工学部よりも約1.2倍から1.3倍高くなっていますので、大体120名で、年間2億数千万円ほど交付税が入ってくる。ということは、6年間で十数億になりますので、こちらの試算では、最終的に大学に関する交付税だけで30億円弱の数字が上がってくる。それを加味しますと、交付税全体で、平成36か37ぐらいがピークになりますけど、そこまではちょっとずつ上がってくる。30億か20億後半になるか分かりませんが、これについては、もう用途が明確化していますので、地方交付税は、一般財源化といいますけども、これに関しては、特別に使用を制限しますので、これについては別個ということで考えていただきたいと思います。

岩本信子委員 大学の交付税は大学に100%出すという話を聞いていたんですけど、それは間違いないんですか。

川地総合政策部長 大学に出すというよりも、大学の運営費、それから、大学に今薬学部を建設しています。この建設費は財政調整基金で調整していますので、その辺の関係とか、そういうものに割り当てます。

小野泰委員長 127ページまで、いいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは歳入について終わります。暫時休憩して、11時15分から再開します。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

小野泰委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。審査番号11番の審査対象事業12。

高橋産業振興部次長 昨日、農業費の関係で下瀬委員から質問がありました。228、229ページですが、その中の地方卸売市場事業特別会計操出金994万4,000円に対する内訳について、それに関連する資料として、ただいまお配りしているものですが、それぞれ項目としては営業収入、営業外収入、営業費用という三つのくくりで提出をしているものです。この操出金については、994万4,000円の内訳として、349万7,000円という総務省の通知に基づく指導監督に要する経費とその基準外の繰入額644万7,000円を合わせた994万4,000円というものが操出金となっています。営業収入等については、市場の使用料に関するもの、それから営業外収入については、業者の電気料、水道料といったものが入っています。営業費用については、こちらが市場の管理運営に関する費用で、事業費、役務費、委託料、それから運営補助金として300万円が含まれた形で、全体では1,346万6,299円で、歳入等からその繰入れを差し引いたものということで、994万4,000円を繰り入れている状況です。

小野泰委員長 よろしいですか。それでは審査対象事業12番。小野田駅前地

区都市再生整備計画事業ですね。

中村博行委員 合意形成に向けた住民への説明会等ということで、回数が28年度1回と激減していますが、この件についての具体的な内容での説明会はこの中に入っているのでしょうか。また、29年度の状況も知らせてもらえればと思います。

高橋都市計画課課長補佐 今回の小野田駅前地区都市再生整備計画の計画を策定するに当たり、平成27年度までは多くの協議会、それから地元説明会をやってきました。それで平成27年度に地元の合意に基づいた計画が策定でき、28年度からは事業着手という流れになりましたので、28年度は地元の協議会に対し、今年度はこういう事業をやりますという説明会をしたのみです。同じように29年度についても協議会に対して、今年度はこういう事業をやりますという説明会をただけです。

岩本信子委員 事業内容は分かったんですけど、いつ頃からこの工事に取り掛かる予定ですか。

高橋都市計画課課長補佐 今回策定した計画については、平成28年度から平成32年度までの5か年を予定しています。それで平成28年度は、市道及び公園の用地測量と実施設計をやろうという計画にしており、国の2次補正もあった関係で、予定どおりの設計が完了しました。それで今年度からは、その事業用地の確保に向けた用地交渉をこれから行っていますが、都市再生整備計画事業というのは国の補助金事業です。ですから市が予定した金額を要求しても、なかなか国の補助が付いてこない関係もありますので、それに基づいて少し事業が遅れる可能性はありますが、平成28年度は市の要望したとおりの満額の事業費が確保できましたので、今の段階では、当初の予定どおりの5か年で終わるのではないかと考えています。

岩本信子委員 国の補助事業ということで、国がお金を出さなければ結局できないわけですよ。当初の予定どおり5年で整備全部が終わるということですか。

高橋都市計画課課長補佐 国の内示率が今年度は約8割ということで若干落ちていますが、これから事業を進めていく中で、全体の事業費は6億円弱ですが、これはあくまで概算の金額ですので、入札減も発生します。そ

これから用地補償についても、想定している金額とは実際調査に入れば違ってくるので、その辺で事業費が随分動く可能性もありますので、あくまで、その都度、その年度の段階で精査した数字をつかみながら事業を予定どおり進めていきたいと思っています。

岩本信子委員 60年ぐらい動かなかったのが動き出したということで、努力されたんだろうと思うんですけど、合意形成は、28年までの市民との懇談会できちんと取れているんですか。

高橋都市計画課課長補佐 地元に対して協議会、地元説明会という2段階で説明等を十分やってきました。それで地元の合意を得た上で市道の位置とか、市道の形を決めましたので、そういった意味では大体納得されていると思います。ただ、個別の交渉についてはこれからになります。公園とか市道が掛かる地権者については、27年、28年、お話をさせてもらっていますが、おおむね理解を得ていますので、これから具体的な金額の提示を行いながら、スムーズに事業を進めていきたいと思っています。

小野泰委員長 ほかにないようでしたら、この項は終わります。224ページ。土木総務費。いいですか、2項。

中村博行委員 小規模土木についてですが、議会報告会において、市民からの強い要望が委員会にあり、この小規模土木、実際に我々はその経緯、2割負担から3割負担になった経緯は、我々よく承知しているんですけども、市民の側からすれば、特に小さい自治会ではこの1割負担が大きな負担になっているということで、ぜひ善処していただきたい。やはりこれに対する予算総額をとにかく上げてほしいということが上がっていますので、これは要望になるかと思うんですけども、内部で再検討していただきたいと思いますが、これについて意見があれば。

榎坂建設部次長 3割負担になって地元のほうが大変だということですが、平成28年度の受付から3割負担になっていますが、2年待っていただくようになっていますので、実際に出てくるのが30年度からだと思われれます。その実施の状況を見ながら、中村委員が言われたように検討の材料にしていきたいと思っています。

中村博行委員 そうすると影響が出てくるのはあとになるということで、現在

そういう意見は現場では聞いていないということですか。

榎坂建設部次長 言われるとおりです。

岩本信子委員 道路台帳整備委託料で、道路台帳が新しくなれば、長寿命化とか、道路もいろいろと整備したり、直したりしていかなければいけないんじゃないかと、そういう計画も作らなくてはいけない、その基礎となる道路の台帳ですよ。そういうのは、ちゃんと整備されているんでしょうか。

榎坂建設部次長 道路台帳は、現況の道路の長さとか広さとかを調査するものです。先ほど言われた長寿命計画とか、そういうものとは直接はリンクしていません。

岩本信子委員 例えば歩道がいたりとか、道路の管理はちゃんとされるんですか。

榎坂建設部次長 道路計画に従い、歩道の整備を行ったり、道路の改修を行ったりするものですので、土木課でそういう計画を立てて、議会で承認していただいて整備をしていくものです。

下瀬俊夫委員 県事業負担金です。埴生の停車場線、なかなか先が見通せないんですが、具体的にこれから進んでいくんですか。

泉本土木課課長補佐 埴生停車場線についても、県にお願いして整備してもらっているところですが、県は鋭意努力していただいていると思っています。早く着手してほしいということは、うちからも申しているところです。

下瀬俊夫委員 買収には関わっているんですか。

泉本土木課課長補佐 用地買収は交渉していますけども、なかなか合意には達していないということで報告を受けています。

下瀬俊夫委員 それと、この県事業負担金の中で、27年度から土木総務費の負担になっていますよね。この中身は何ですか。

泉本土木課課長補佐 梶上地区の急傾斜地区の改築事業を県がやっており、そ

の負担金になっています。

下瀬俊夫委員 総務費ってというのは何ですかって聞いているんです。これは地財法に関わる問題でしょ。やっぱり管理費のように思えるわけです。その辺になると地財法違反じゃないですか。だから、その辺が分からないから聞いているので、中身について教えてください。

泉本土木課課長補佐 土木総務費に関しては、通常、道路それから河川、港湾以外のものについて、例えば急傾斜とかいうものは土木総務費のほうでも管轄しています。これは費目の問題ですので、県と協議する中で、この土木総務費についてきちんと説明していますので、地財法違反ということにはなりません。

下瀬俊夫委員 こういう記載では、やっぱり疑問が出てくると思うんです。具体的に、例えば括弧で細目を入れるとかしないと、ちょっとこのままではずいと思います。

泉本土木課課長補佐 これは決算書なので、目しか出ませんが、細目の中にはきちんとそういうふうに分けています。

小野泰委員長 ほかに。交通安全対策。

岩本信子委員 公園通の真っすぐサンパークに行く道路ですよ、県にももう少し早く進めるように言ってもらいたいということはあるんですか。

榎坂建設部次長 新開作二軒屋線の道路改良だと思いますけど、道路事業の場合は用地買収が全体の事業の6割ぐらいのウェートを占めます。だから、今工事に実際かかっていませんけども、用地買収を進めていますので、県においては事業計画どおり進めていると聞いています。

小野泰委員長 次、252、253。

下瀬俊夫委員 水量計の設置で、各地でいろんな水害の問題で、水位計の設置がなかなか追い付かないということが問題になっているわけですが、県河川と市河川も含めてですが、どの程度の設置状況が分かれば。

森建設部長 今、市として県の防災システムで河川の水位は把握していますが、

厚狭川の厚狭大橋に付いていますし、有帆川、前場川、その3か所に付いています。

下瀬俊夫委員 集中豪雨の中で、突然小さい河川が氾濫するという状況で、各地で被害が出て、亡くなった方も多くいる状況で、水位計は大きい河川だけではなく、小さい河川でも必要ではないか、あるいは、支流でも必要ではないかということもあるわけです。そこら辺については、行政としてはどう考えていますか。

森建設部長 市のレベルで計測器まではなかなか難しいんですが、例えば橋脚に水位の目盛りを作って、あとどのぐらいだというのが見て分かるような状況も必要かなとは思っています。それと、今、気象庁のほうで、ほかの小さな河川でも氾濫情報というものができていますので、そういうものを見ながらでも少しずつ分かるような情報は、国としても進めているという状況です。

下瀬俊夫委員 だから、水位計を設置する意味は、避難警報を出すために必要だという面もありますよね。そこら辺で水位が直ちに集中管理できるような仕組みも必要じゃないかなと思うわけですが、そこら辺はどうですか。

森建設部長 なかなか市のレベルでは難しいと思いますが、今、国が進めている気象庁の情報は市のほうで把握しながら、避難情報等には役立てたいと思っています。

矢田松夫委員 アドバイザー派遣委託料、これは駅南のコンパクトなまちづくりと書いてありますけれども、この1年間の業務実績、特に成果の部分、現状について報告できますか。

大和都市計画課計画係長 厚狭駅南部地区のまちづくりの進捗についてですが、平成29年1月に厚狭駅南部地区まちづくり基本計画を策定して、区画整理事業地内の施策方針とモデル地区である桜川沿いの6.5ヘクタールの地区において、具体的な取組について示したところです。その取組の一つにコーポラティブ方式を導入した戸建て住宅の誘導というのがありますけど、この取組を進めていくためとして、事業者となり得る地権者や不動産会社、ハウスメーカーを対象に説明会を行いました。その説明会では、策定した基本計画の概要説明とコーポラティブ方式について

説明を行っています。コーポラティブ方式の説明においては、不動産会社やハウスメーカーに出席の案内をしていたこともあって、専門的な対応も必要であることからコーポラティブ方式について専門的なノウハウを持った専門業者をアドバイザーとして派遣しました。県内では、事例がなくなじみもないコーポラティブ方式ですが、出席したハウスメーカーの中には、まちづくりの全体計画の提案ができるという話を伺ったので、今年度に入り積水ハウスと大和ハウスにハウスメーカーの行えるまちづくりについての説明を受けました。話をする中で戸建て住宅による人口定住を今のこの厚狭駅南部の状況で求めても、住環境としての魅力がないので難しいのではないかとということでした。この地区に保育所が整備されるといっても、それだけではなく、近くに買い物ができる場所があると誘導しやすくなるということでした。店舗を誘致するのであれば、区域としてはモデル地区内でなくて、用途で商業地域に設定している区域になります。その区域内にある空き地のほとんどが民地となります。そこでこの地区内に土地利用が可能な土地を持っている地権者が今後その所有地をどうしたいかを把握する必要があると考えて、現在、その地権者に対して土地利用の意向調査を配布したところです。この調査結果を基に、モデル地区を含めた厚狭駅南部地区全体のまちづくり計画をまちづくり構想や基本計画と照らし合わせて検討していきたいと考えています。

矢田松夫委員 事業の概要は今の報告どおりだと思います。積水とか大和ハウスとか、ハウスメーカーにアドバイザーを頼んでやるのは分かるんですが、その結果、地域に集団で住もうという一つの成果があったかどうかについて回答できますか。

大和都市計画課計画係長 今のところは、説明会で説明したところであって、コーポラティブ方式の事業者としての要望は特にありません。

矢田松夫委員 民間の事業者、あるいは個人の所有者が自分の思いのまま、あの周りの宅地化をしているというのが現状です。ですから、コンパクトなまちづくりとか駅南の基本計画の枠外で既に進んでいるという状況があるんですが、その辺とこの基本計画とどうマッチングしていくのかということになるんですが、全く行政の思っているまちづくりでないような状況が進んでいると思うのですが、そう感じないですか。

河田都市計画課長 個人の土地について建物を建てられるとか、そういう状況

が周りにはあるとは思っています。現在空いている土地の利用について、今、皆さんの意向確認ということをしている状況です。その中でモデル地区以外の部分についての商業施設等の誘致とか設置の考え、それからモデル地区については、住宅地という考え方の中で意向調査の結果を基に進めていくということ今年度検討していきたい。住宅地については、コーポラティブハウス、住宅等についてはなかなか難しい。県内でも事例がない。ハウスメーカー等についても事例がないということで、なかなか進めていくのは難しいという状況もありますが、それ以外の手法ということも含めて検討していきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 厚狭川の水害を機に、あの地域のいろんな改修措置が考えられて、ほぼ方向性が見えてきたという状況です。今回の桜川の改修も含めて、道路の付け替え、水路の付け替えもほぼ完成に近づいているわけですが、寝太郎地区の越流というのは、これで少しは防げるかなと思っ
ているわけですが、あれが一気に大正川に流れ込んでくるということになります。県の資料では、大正川、桜川から流れ込む水の量に対して、果たして大正川の排水機がどれだけの機能が発揮できるのかということで見ると、流入する流量が毎秒120トンです。これに対して、排水機場の処理能力が毎秒約40トン。とてもじゃないけど、処理能力が追いつかない状況になってくるんじゃないかと。これがどの程度のものかよく分かりませんが、問題は、この駅南の地域でそこら辺の懸念が払拭できないと。どうしても水につかってしまうというイメージが出てくるわけです。全体の水害対策でいろいろなことがやられてきたということで、それはそれとして非常に良かったと思うんですが、この排水機場の処理能力も含めてきちんと処理されるか、そこら辺は市民の皆さんが大きな関心を持つ問題だろうと思っ
ていますので、説明をお願いします。

森建設部長 ポンプの能力については、県の事業の中で計画されましたが、それには今の区画整理を当時、厚狭の駅南で進めていましたので、その高さの5メートルを基準に39トンという計画をシミュレーションされました。対象となったのは、昭和37年の水害、そのときの雨を基に作られています。実際、平成22年の水害も同じように検証された結果、39トンでオーケーとは聞いています。120トンと39トンの差ですが、当然、厚狭川の水位が上がった段階で樋門を閉めます。樋門を閉めたら逆流が防げます。そうすると内水がたまりますので、それをポンプで排水するという仕組みですが、やはり雨が降れば水位は内水もどんどん上がってきませんが、そのうちに本線の厚狭川の水位も下がって川の水

が流れ出るという流れのシミュレーションで一応39トンというものが出てきている状況です。

下瀬俊夫委員 前の厚狭川水害は、美祢に降った雨のせいですよね。山陽地区はそんなに降っていなかったわけです。それが川に流れ込んで来て越流したと。いわゆる上部で降った雨が一気に厚狭川に流れ込んで水害になったという経過。これは記憶に新しいんですが、これが同時に山陽地区で降った場合どうなるかということところです。言われるように、厚狭川をせき止めたら内水がどうかということになるんですが、計算上は39トンで対応できると理解していいんでしょうか。ただ、駅の南に遊水池、言い方がおかしいんですが、以前からも議論の中でそれが必要だという位置付けもされています。そこら辺も含めて駅南に住むという点での印象の問題が少しいろいろ議論されているので、そこら辺も含めて皆さんが安心できる内容なのかという点を説明願いたいなど。

森建設部長 シミュレーションでは、今の低い農地の部分は内水がたまったら、水がたまるような推定はされています。ただ、5メートルがほとんど今の駅南の辺りの敷地の高さですが、そこについては浸水しないという想定シミュレーションにはなっています。

松尾数則副委員長 2年前にコンサルに500万ぐらいでしたか、頼んで、いろいろシミュレーションして新しい考え方でされてきたと思うんですが、いまだにコーポラティブという話で流れてきている。コーポラティブもどうもうまくいきそうもないという話の中で、今後この厚狭駅南部の開発、現状のままで進めていくつもりなのかどうか確認しておきたい。

森建設部長 今、コーポラティブについて、そこまでこだわってはいないんですが、手法の一つということで、そういうものをやりたい方にはアドバイスできるように予算も持っています。その他、地権者、土地の所有者がどうしたいんだというのをアンケート調査しながら、必要に応じてハウスメーカーに紹介できるような対応をしていきたい。実は、今、アパート等は個人の方でどんどんできている状況ですが、戸建ての住宅はなかなか進んでいないのは困りますので、そういうところはどうかかならないかなと感じていますが、あくまで市が何かするという形よりは、民間の事業を引き出していくことが重要だろうと思っています。

松尾数則副委員長 住民の意向調査を今からやるということですが、「何だ、今

からかよ」という感じですか。その辺のところを最初にやって、都市計画を決めていくべきではないかなという気がしますが、ここまで来たんですから、頑張ってくださいとしか言いようがないんですが、何とかしてください。

小野泰委員長　ここで、一旦休憩して、午後は議運終了後に行います。

午後 0 時 2 分休憩

午後 2 時再開

小野泰委員長　休憩前に引き続き、委員会を再開します。

木本管財課長　午前中の市有地売却の内訳について一覧表を作ってきましたので、説明します。市有地については、ここに挙げている 6 件。それから農林の山林が 1 件、そして法定外公共物が 5 件です。市有地について、主なものですが、2 段目 1, 8 8 8 万 4, 5 1 4 円、これは社会福祉法人長寿会にデイサービス施設明寿香園の敷地を借地として貸していましたが、購入希望がありましたので、随意契約で売却したところですが、ソーラーについては津布田の 2 件です。ホームページに載っていた物件が市有地の最後、埴生という物件になります。

下瀬俊夫委員　津布田のソーラーですが、どの辺りですか。

木本管財課長　南墓地の隣接辺りです。

岩本信子委員　ホームページに載っていたのは埴生と聞いたんですが、一番上の掃山と次の次の個人に売られている宅地ですね。これはホームページには載せられていなかったんですか。

梅田管財課主幹　一番上の個人に売却したものについては、市道の代替地として市が持っていたものですが、面積が 1 0 8 ㎡程度ということで、非常に狭小であるということで、単独での利用ができない物件ですので、競売には向かないということで、競売という形は取っていませんでした。たまたま、隣接している方から自分の土地と一体で使いたいという申出がありましたので、売却しました。上から 3 番目の須恵二丁目について

は、市営住宅の古開作第一団地、非常に古い市営住宅の土地があるんですけれども、そのの払下げをしたところです。

下瀬俊夫委員 法定外公共物で厚狭一丁目の道路を法人に売っていますよね。これは厚狭一丁目のどの辺りになるんですか。

梅田管財課主幹 厚狭駅から旧国道2号線の交差点があると思いますが、あそこに信用組合があります。その中に法定外公共物が通っており、このたび払下げの申出がありましたので、用途廃止し、問題ないということで地元からも了解がありましたので、売却しました。

岩本信子委員 市営住宅の払下げと言われましたが、これは市の計画としては、買う人がおれば売ろうという計画になっているんですか。市営住宅の払下げのところですか。

中森建築住宅課長 ここは古開作第一団地で、計画では用途廃止するという計画になっています。空き家がありましたので、それを撤去し、土地自体を普通財産にし、払い下げたところです。

矢田松夫委員 ソーラーの建設ですが、景観を損なう、自然災害が発生する、電波障害、あるいはパネルによる反射熱とか、いろんな苦情が出ているんですが、そういったことが発生するというおそれがあるにもかかわらず、行政がソーラー建設に手を貸すという、余り好ましい状況ではないんですが、一言だけ苦情を言っておきます。

小野泰委員長 それでは256ページ、2目。

河田都市計画課長 午前中に質問がありました土地開発公社利子補給金200万6,037円について説明します。これは駅南総合開発用地、厚狭駅南部地区ですが、平成28年度における利子補給対象借入金が7億9,290万円になります。利率が0.253%で、28年度の利子補給金が200万6,037円となります。用地として、28年度では15区画ありました。28年度の決算後、今年度に入り3区画ほど売却ということで、今、進めているということですので、29年度は若干少なくなる予定です。

矢田松夫委員 257ページの山陽地区の都市公園指定管理委託料ですが、すごく膨大な金額が毎年出されているんですけど、山陽地区全ての都市公

園の実態を調査しましたところ、ほとんどの都市公園の利用状況が悪いということで、公園の維持管理をする、あるいは公園施設、あるいは備品の管理をするということではなくて、ただ単に草を刈るというような実態がずっと続いていますので、元気がある自治会に公園の管理をしてもらうということも一つの手法であって、このようにシルバーに委託するよりは、もっともっと身近な人が身近な公園をきれいにしていくというのが愛着を持って公園管理ができるんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

伊藤都市計画課管理緑地係長 山陽地区に関しては、地元と管理協定している公園が7公園あります。そのほかの公園については、地元で草を刈っていただいたり、木を切っていただいたりということはしているんですけど、管理協定という形で協定は結んでいません。昨年度、一公園ほど地元の方とも話をして、管理協定は結んでいただいていますので、今後とも地元と話しながら管理協定を結んで、地元の公園を愛していただけるように推進していきたいとは思っています。

小野泰委員長 ほかに。258、259。

下瀬俊夫委員 3目、幹線道路対策費ですが、これは幹線道路全般に対する対策費という位置付けでいいのでしょうか。

高橋都市計画課課長補佐 費目の位置付けとしてはそうですが、現実には備考欄に書いています山口県国道2号整備促進期成同盟会の負担金が生じているというのが主な予算費目ですので、現在はそれに対する負担金を出しているということです。

下瀬俊夫委員 幹線道路対策費として予算額が900万あるが、事業内容が1万5,000だけではギャップがありすぎる。2号線だけじゃないわけでしょう。これが当たるのかどうか分からないので聞くんですが、マックスバリュ前は幹線と位置付けられているかどうかという問題があるんですが、ここは今後どうなるのか教えてください。

高橋都市計画課課長補佐 幹線道路対策費については、以前は山陽自動車道、小野田湾岸の関係の協議会も幾つかあるんですが、それから国道190号に関する協議会など多数ありました。それぞれ整備が終わって役目を終えているところ、また協議会によって休止ということでその負担金を

免れているところもありますので、以前からそういった期成同盟会を抱えていた関係で、ここで人件費等を多く取っている名残があります。マックスバリュ前の小野田山陽については、県の4車線化の事業ですが、たぬき茶屋の交差点からマックスバリュ側に向けて鋭意工事されており、拡幅の状況が今でも徐々に徐々に見えてきている状態ではないかなと思っています。用地について難しい所が何件かあったようですが、そこもある程度今クリアしていると聞いています。跨線橋については10年にはならないけど相当な年数が掛かるとも聞いていますが、いずれにしても少しずつ形に見えて道路の拡幅が進んでいくんじゃないかなと思っています。

小野泰委員長 建築指導費、都市再生整備事業費。住宅費

岩本信子委員 空き家家具撤去等業務委託料について説明をいただけたらと思います。

村上建築住宅課主査 空き家家具撤去等業務委託料に関しては、退去者で独居等、身寄りがなかった場合の家具の撤去と新規入居の際のハウスクリーニング等も含めて計上しています。

岩本信子委員 何件あったんですか。

中森建築住宅課長 29件ハウスクリーニングを発注しています。家財の撤去等が3件です。

岩本信子委員 普通、家財の撤去とかハウスクリーニングというのも、不動産屋だったら、敷金から引かれたりします。個人持ちですよ、普通、ハウスクリーニングとか、家具の撤去とか。それができない状況だったということですか。

村上建築住宅課主査 家財道具等の撤去に関しては、請求できる相手がいないような方のものを撤去しています。ハウスクリーニングに関しては新規入居の際に、最後にこちらで行うことですが、現状では元の入居者の負担にはしていません。

岩本信子委員 市営住宅に入るのに保証金とか何も入らないんですか。

平中建築住宅課主幹 入居の際に家賃の3か月分の敷金を預かり、退去のときに次の方の入居用に畳の表替えとか、特に壊れた場所などは修理してもらいます。ただ、完全に掃除してくれというところまで前の入居者には言えないので、改めてハウスクリーニングをするということでこの予算を取っています。

矢田松夫委員 撤去の関係ですけど、入居ができる状態にするということで理解していいんですか。

平中建築住宅課主幹 そのとおりです。

矢田松夫委員 それでは、ほかに例えば家具を撤去しなければいけないという市営住宅がたくさんありますよね。それはもう入れる状態じゃないわけですよ。そういうのはどうするんですか。萩原とか柿の木坂の中を見ると家具が置いてあります。人が毎日通るから草の上には道ができていますけど、周りを見てみると家具がたくさんある。そういうのはこの家具の撤去等とは全然違いますよね。

村上建築住宅課主査 平原の住宅に関しては、古い住宅で、過去に建替え予定で、退去される方の荷物とかタンスとか、そういったものを置いていてもいいと昔、話があったみたいで、そういったものが残っている家が若干あるということです。

下瀬俊夫委員 261ページのアスベストはどこで調査でしょうか。

中森建築住宅課長 払下げをする土地の解体に伴う確認の意味でのアスベスト調査をしています。古開作団地の一棟です。

下瀬俊夫委員 住宅リフォームですが、180件という実績が載っています。1,000万の予算は毎年使い切っているんだろうと思うんですが、28年度の180件の経済効果がどの程度あったのか教えてください。

中森建築住宅課長 28年度の助成金額は1,000万円です。工事金額の合計が税抜きですが、1億5,361万4,000円という経費にそれが充てられているようなので、1.5倍強の経済効果があったと考えています。

下瀬俊夫委員 山陽小野田市は住宅リフォームをかなり山口県でも先進的に始

めたわけですが、各自治体でリフォームを実施するところが増えてきたという状況があります。そういう中で、限度額にしろ、山陽小野田市よりもかなり高めに設定しているところがあるわけですね。そういうのを比較してみると、若干条件が見劣りする内容になってきたのではないかと思うんですが、これについて少し改善の余地なり、そういう方向性がないのか答弁できますか。

石田建築住宅課建築係長 財源の厳しい状況の中では予算を上げることで、補助限度額や補助率を現状のままとし、多くの市民に活用してもらっているこの制度を継続することが優先と思っています。

下瀬俊夫委員 これはもう7年目ですかね。いまだにこうやって予算いっぱい枠の申込みがあるということは、まだ今後も同じように利用者があるという見込みでしょうか。

中森建築住宅課長 引き続き利用者があると考えています。

下瀬俊夫委員 毎年この予算枠で打切りになるわけですが、予算枠から漏れてしまった申込みというのは何件ぐらいありますか。

中森建築住宅課長 予算枠に達した時点ですぐにホームページ等に公開しますので、その後の問合せは数件しかなかったように記憶しています。

下瀬俊夫委員 今後の見通しの問題も含めてですが、予算枠は1,000万ですから、これを動かさなくても限度額を変えれば件数が若干減ってくる。そこら辺の調整機能があれば他の自治体並に、例えば10万なら10万という設定もあり得るのではないか。いつまでも7万円を限度に補助するという仕組みはそろそろ見直す必要があるのではないかと。例えばソーラー補助とかも県のほうが有利ですよ。そういう点でやはり他の補助制度なども見ながら山陽小野田市の補助制度を少し改善の余地がないかという質問です。もう一つは店舗リフォームにまだ利用できないという面があります。あるいは外構とかにも利用できない。そこら辺の利用内容についても少し検討の余地があるのではないかと思うんですが、それはいかがですか。

中森建築住宅課長 貴重な意見としてお伺いしておきます。

松尾数則副委員長 アスベストに関して、解体のときのアスベストの調査ということですが、中で生活している人は安全なんじゃないかな。

中森建築住宅課長 飛散するような吹き付けアスベストが特に体に有害なんですけども、山陽小野田市の公営住宅の中でそれが使用されている例はありません。工事のために飛散する可能性があるものがあるかもしれないので、工事の施工者等に被害が出てはいけませんので、調査したものです。

小野泰委員長 よろしいですか。それではこれで163ページまで終わります。次に11款災害復旧費（土木分）ということで、298ページ。よろしいですか。それではこの項を終わります。次に12款公債費。

岩本信子委員 一借りの利子が発生していますけれど、これはどのぐらい一時借入れをされたということですか。金額だけ。

篠原財政課長 一時借入金15万4,062円の内訳ですが、金融機関からの一時借入金において、28年3月31日から4月1日になる時点で一度歳計現金を整理しますので、その際に35億円を1日ほど借りています。この利子が13万6,531円ということになります。あとは基金等からの繰替運用に伴う利子で1万7,531円で、ここの15万4,062円になっています。

下瀬俊夫委員 地方債利子をお聞きしたいんですが。これはそれぞれ地方債によって違うんでしょうが、何箇所ぐらいの金融機関があるか分かりますか。問題はこの利子が今相当低くなっているわけですが、ここら辺の調整というか、見直しというかそこら辺の話は金融機関としているんですか。

篠原財政課長 借入先ですが、金融機関それから国あるいは公共団体等含めて28年度は七つの借入先からの借入れとなっています。金融機関が三つです。それから、一度借り入れたものは基本的には約束の期間までは固定金利ということで、借入れの条件によっては10年での見直しを掛けるものもありますが、基本的には固定金利で借り入れている状況です。

下瀬俊夫委員 期間によってはかなり利子が違ってきている面があるのかなと思うんですが、そういう場合の借換えは考えていないんですか。

篠原財政課長 財務省からの借入れについては、高い利率のものは借換えの手続も可能ですが、縁故債、銀行債とか公共団体債等は借換えの手続がありませんので、借りたときの条件がそのままとなっています。

岩本信子委員 そうすると縁故債、金融機関ですよ。借りるときに入札とかに掛けられるんですか。

篠原財政課長 始期によっては借入先があらかじめ決められているものもありますが、金融機関等から借り入れるものについて10年間の借入れのものについてはできる限り見積り合わせを行っているところです。

岩本信子委員 10年間で借りるにしても担保とか取られることはないんですよ。

篠原財政課長 基本的には建設事業債ということで、建物なりそういったものが担保された上での借入れになるのかなど。あとは地方公共団体ということでの信用ということで、具体的な担保物件を取られるとか保証協会に入らないといけないとかそういうものはありません。

小野泰委員長 公債費よろしいですか。予備費、よろしいですか。それでは、執行部への質疑が終わりました。

(執行部退席)

小野泰委員長 それでは、ここで自由討議を行います。どなたからでも結構です。

下瀬俊夫委員 四日間の審査を通じて、決算議会の在り方を改めて振り返って見たのですが、率直に議会の意見を聞いていろいろな問題点について正面から前向きに受け止めていこうと、改善の方向性を含めて検討したいという議論があった反面、かたくなに我こそが正しいというような担当課があって、全く議論にならないという部署もあったし、もう一つは何回やっても同じ答弁しか返ってこないという部署もありました。特にバス路線の問題などは何回聞いても同じ答弁しか返ってこない。これはこれまでも附帯決議などで主張しているわけですが、何でこうなっているのかよく分からない。そういう点で担当の課によって対応がかなり違っ

ているというのを感じました。もう一つは、一例を挙げると小口融資制度とか勤労者融資制度の問題でも、ゼロ件というのをどう考えるのかと聞いても何も考えていないという、決算というのをどう考えているんだろうかというのが分からない。やはり所管の課としてはそれに対するきちんとした方向性とか、原因とか、ここできちんとした答弁があるのかと思ったら、ほとんどそういうことも考えていないという、そういうことが特徴としてありました。そういう点では予算審議の在り方、あるいは執行部自身が議会に臨むに当たっての決算とは何かというところがどうも不統一になっているのではないかということを感じました。

笹木慶之委員 私は、決算は事業でいえば、事業評価といいますか、まずその辺りから、大きな視点から入っていくべきだろうという思いがあります。そういった中で、財政力指数を見てみると0.622、経常収支比率は91.3、それから実質公債比率が10.1、これは1.5ポイント下がっています。それから将来負担比率は7.6ポイント下がって52.6%となっています。したがって、こういう状況から見ると健全な範囲で財政運営は推移していると判断せざるを得ません。ただ、先ほどから意見があったように、個別の事業の執行については各課で多少のばらつきがあるように思います。その辺りは今回指摘もありましたが、やはり適切な対応が今後望まれるのではないかなと思います。それから二つほど気になることがあるんですが、まず一点は予算の流用の問題です。ある費目からある費目へ流用しておいて、普通はそこでとどまっているんですが、その流用を受けた費目からよその費目へまた流用しているという現象が多々見られます。もちろんこれは違法ではありませんが、好ましいスタイルではない。やはりしっかりした予算運営が必要ではないかと思います。それからもう一点は不納欠損処理の問題です。やはり不納欠損処理等々については、これから公会計に進んでいくわけですが、債権の性格によって不納欠損処理の仕方が違うわけですから、早く適切な管理制度を作って、適切な手続を取るべきであろうと思っています。

矢田松夫委員 今回の審査対象事業は1から16まであったんですが、例えば陶好会館の問題、埴生地区の複合施設、中央バス路線維持対策事業、婚活支援ハッピースポット、小中学校の扇風機、大きく今回の予算委員会の中で執行部と意見を出し合った事業ですが、振り返ってみますと、やはり市民のために予算執行をされているのか非常に疑問であるということで、予算委員会のほうは地域の実態、事業の実態を出しながら執行部に質問するんですが、非常にかみ合わなかったというのが今回の大きな

特徴だろうと。つまり計画行政といいながら、市民のための計画的な事業になっていないというのが、今回の委員会審査の中で明らかになったと思っています。ただし、収納率は少し上がったということは少し認めなければいけないのではないのかなと思っています。

岩本信子委員 地域公共交通ですね。いつも出てくる問題ですけど、まず山陽地区と小野田地区の一体化を図るための交通網の整備とか、理科大、厚狭駅からの分もあります。その辺のことを含めた公共交通の在り方を早急にすべきではないかなと思いました。あと、この評価シートです。評価シートの施策体系というところは、総合計画で一応立てているんですが、「まち・ひと・しごと総合戦略」というのが去年出ていますよね。その計画は総合計画の下にあるのではないかと思うんですが、その計画の事業というのは、例えば理科大の建設事業も「まち・ひと・しごと総合戦略」の事業じゃないかなと思んですが、その辺が見えてこないというか、この事業評価シートの中も見えていくべきではないかと思えます。「まち・ひと・しごと総合戦略」の計画を立てて、それがどの事業だったのかというのが今の事業評価シートで全然見えてこないじゃないですか。その辺が少し疑問に感じました。

河野朋子委員 さっき岩本委員が言われた「まち・ひと・しごと」。やはりこの地方創生ということを基にいろいろ計画を作ったけれども、今回それが余り決算の中で、予算のときにはすごく表立ってというか、結構「これ、やるんですよ」みたいな説明を受けて、予算のときにはいろいろ期待というか少しそういった思いもあったんですけども、やってみれば何か余りそこに力を入れてやってなかったのかなということもちょっと感じました。事業に対する取組ということから考えると、いろんな計画段階とかで問題はあったのかもしれませんが、やったあとの事業評価、決算の審査ごとに事業評価の在り方、シートの精度をもうちょっと上げるべきじゃないかということ、毎回附帯決議も付けてやっているんですけど、去年と比べてほとんど変わってないというのが実感です。具体的に言えば、バス路線の事業は、結局、補助金を出すという事業に対しての事業評価は、もちろんきちんと出していたので、目的と結果としては100%オーケーですけど、更にその上の目標、ここで言えば小項目から中項目というような、更にこれは何のためにする事業なのかということ考えたときに、その辺が事業評価シートに全く見えてこないし、評価の数値目標とかに全く表れていないというのが、毎回それを言っているのに改善されていないということに、本当にがく然とするんですけ

ど。そこを変えない限りは、職員の意識も変わらないし、どちらが先なのか分かりませんが、そういう意識が変わるような評価の仕方、シートも作り変える必要もあるし、事業100%終了したからオーケーではなくて、これによって市民にとってどう変わったのかとか、このためにどうまちづくりに影響したかというところまで、少し先の大きい目標ですけど、そういうものが数値とかに表れるシートに変えていかないと、毎回これでやっていたらほとんど意味がないなということを感じているので、事務事業評価シートの在り方、私も以前一般質問でもやったんですけど、全ての事業、600か800かありますけど、これを同じようにやるんじゃなくて、事業ごとに少しメリハリを付けて、本当に市民の何のためにやるのかということが必要な事業に関してはシートをそういうところに重きを置いて、ほとんど直接市民の生活とか関係ない、政策的なものじゃないものは、簡易なものに変えていくとか、そろそろ作り方を変えていく時期じゃないかなと思っています。決算の審査でこの事務事業評価の精度を上げていくことが今後の課題、個々の事業についてはいろいろあったんですけど、トータルで見たらそこしかないなと思ったので、その辺りを今度新しい総合計画などができた場合のそういった政策の大きな目標が項目ごとに出たときに、その下にくる事業についての評価をどのようにしていくかという仕組みを今からちゃんとしていかないといけないんじゃないかと思います。その辺りは委員の皆さんでは少し一致できるかなと。自由討議も毎回意見をそれぞれが羅列してはいますけど、これも少し精度を上げないと。議会としても出した意見に対して少しそれはそうじゃないんじゃないかとか、そこは違うんじゃないかみたいなことをやっていって、何かまとまったところができたら、それを次のステップにするとかしないと、毎回みんながそれぞれ意見は言うんだけど、結局議会としてどこがどうなのかという議論まではまだ進んでないので、できたらそういう意見を少しやり取りしたほうがいいんじゃないかなってというのは毎回思っています。

岡山明委員 やっぱり地域の公共交通、これは毎回出ているという状況の中で、少子高齢化が進んでいる状況の中で、足踏みができない状況になってきている。高齢者による免許の返納も出てきている状況の中で、どうにか厚狭、小野田、一体化を兼ねるような形の地域公共交通。これはやっぱり早め早めに対応しないと、後手を踏むような形じゃないかなと、今回審査の中でつくづく思いました。もう1点が不納債権の処理に関しての部分で、今回生活保護で8,000万という形が出ましたので、そういった債権の管理台帳といったらおかしいんですけど、そういう評価ができ

るような台帳があればどうかなと思うんですけど、そういう台帳、一覧表を参考に決算していくという形の部分で、評価シートも一緒です。目に見えるような形の評価シートを作っていく、台帳を作っていくという部分で、その辺を執行部にお願いしたい。

中村博行委員 やはり議会が決算、あるいは予算の委員会を通じて、今まで指摘をしてきた事項が身になっている部分が今回も顕著になったという部分もあります。例えば、陶好会館にしても、議会がああ位置ではおかしいということで、一つの候補として挙がっていた青少年ホームの駐車場に設置した。あるいは、ふるさと納税にしても、これだけ実績が上がってきたというのは、ずっと議会が指摘してきたことが身を結んだと思います。また、婚活支援事業についても、執行部は1年ほど休んだといえますか、一旦考える時期があったんでしょう。そういったことについても議会のほうが、行政が直接ではノウハウがないので、なかなか実を結ばないのではないかとということを指摘して、今回前進したという気がしています。また、先ほどから出ているように議会が幾ら指摘しても、どうにもならない、動かないという事業もあります。地方バス路線、公共交通ですね。あるいは、ずっと言ってきた、やっと執行部が今回事業の終了に向けた動きがあった地域通貨。こういったものも指摘をしてきた中で動いていくのかなと思います。ほかにもありますが、そういったことも含めて、先ほどから出ている意見を基に執行部にそれだけの重みを与えるということから、附帯決議を付ける形で最終的にはいけたらどうかと考えます。

矢田松夫委員 中村委員と一つだけ意見が違うんですが、陶好会館は執行部の負の遺産として捉えないと、議会側が対応して、あそこに持ってきたというのではなくて、結果として、あそこに持ってきただけであって、建てる所がなかったから。だから私たちがウエルカムであそこに持っていきといういきさつはなかったんです、民福の中で。本来なら陶好会館は執行部が言うように公民館教室の一環として公民館のそばがいいんだということだったんですね。その公民館のそばがなくなったんです。土地の利用の問題で、しょうがなくあそこに持っていっただけです。ただそれだけです。

中村博行委員 今のことに関して、民福の委員会ではそういう審議をされて、そういうことになったと思いますけれど、私が知る限りにおいては、一般会計の中で当初計画されていた場所では北側の通路も駄目だと、進入

路もなかなか取れないということで、二、三こういう場所はどうかということで指摘した中に、実際に設置されたという認識があったものから、そういう意見を申しました。

松尾数則副委員長 4日間の決算審査の中で感じたことは、やはり公共交通、バス路線。これはやはり職員にやる気、能力が関係あるかどうか分かりませんが、専門家の問題とかいろいろあります。また、もう一つすごく気になったのはコンパクトなまちづくり。これが全然進展していないというのがすごく気になっており、それを踏まえて、いままで決算認定をしましたが、そのことがどうも次の予算に生かされていないのではないかという思いがあります。そこのところも踏まえて、今後この決算認定を、例えば委員長報告にするのか、どういう形に持っていくのかは皆の中で話し合っていかなければいけないかなと思っています。是非とも次の予算に生かすような決算認定にしたいなと思っています。

下瀬俊夫委員 附帯決議にするかどうかという問題は、ちょっと議論が必要なんですけど、ただ、先ほどの地方バス路線の問題は毎回出しているんです。毎回出して、何も変わっていないわけですよ。これ、何が問題なんでしょう。また同じことをしても、結局、議会は何なのかという話になるわけですよ。附帯決議をしたって何の意味もないじゃないかという話になる。結局、具体的な策を誰も考えていないんですよ。どうするかと言ったって、皆、審議会に掛けますって、審議会が具体化するわけじゃないんですよ。やはり担当課が具体化して、審議会に諮るとというのが筋なんだけど、具体的なものが何も出てこないわけですよ、この3年間。そういう点では、担当課が具体的な仕事をしているんだろうかということが大変疑問に感じます。ここで附帯決議を何回やっても何も動かない。

岩本信子委員 地方バス路線維持の手段は維持費補助金の交付と書いてあるんですよ。そうじゃないでしょ。目的は市民の一体感と市民が利便性よく生活できるというところに、事務事業が地方バス路線維持対策事業になっているんですよ。これ自体から間違っているんですよ。この名前を入れるから維持するだけじゃないかと、この事業は。交付金をどう使ったかというだけのことじゃないかということで、本当にそれが目的に合ってきたんと事業が行われているかといったら今までずっと行われていない。第2次総合計画が今からできます。事務事業名から変えていかないといけないと思います。

中村博行委員　今回感じたことで、ある部署ですが、財政ばかり気にして何も動かないという部署がありました。そういった点で、担当課によってすごく温度差があるのは感じられたと思うんですけど、いつもお金お金ということで、先がないというかアイデアが浮かんでこないというか、答弁にしても委員からの質問に対して沈黙が続くようなことが何回かあったと思うんですね。それはもう担当課の意識というか意欲のなさと感じました。

笹木慶之委員　これは我々の反省事項ではないかと思います。というのが決算認定というテーマの中で、かなりその範囲を超えた審議、質疑があったように思います。ですから、私は決算認定にふさわしい道筋を付けた議論をしていくべきではないかということを中心に感じた部分がありましたので、自分自身も踏まえて申し上げ、反省したいと思います。

下瀬俊夫委員　その範囲をどう見るかというのがいろいろあるわけですが、決算認定というのは使ったものをどう理解するかとかどう評価するかとかいう問題だけではないと思う。やはり次の予算にどう生かしていくかという問題でもあるわけですよ。今後はどうつなげていくのかという視点は必要だと思うんですね。それがなかったら結局使ったことの結果の報告しかないわけですよ。それはまずいと思うよ。

笹木慶之委員　それは否定しません。もちろん継続性のある問題ですからね。ただそうではない事項があったことを振り返ってみれば分かると思いますが、誰がどうだこうだという意味ではありませんが、やっぱり効率的な審議をしていくべきだと思います。

岩本信子委員　やはり事業をして決算でちゃんとこれでできていますというよりも、まず事務評価シートそのものがおかしいんですよ。目的は市民福祉の向上というものが全部の事業にはあるんだから、やっぱりそれに対しての評価じゃないといけないと思います。やはりその辺をちゃんと分かるように、市民が見てこれはバス路線でこうなるんだなというのが分かるようにしてほしいと思います。

河野朋子委員　去年の決算委員会でも同じようなことを言ったんですよ。全国移住ナビのビデオを作る事業が、作って100%完了で、目的も達しているというようなことで満点を付ける評価を出されていたので、そういうことじゃなくて、これを作ったことによって、どう変化があったかとか、

そういうことに視点を變えて、何のためにこの事業をするのかということ考えたやり方をしてほしいと1年前に言ったのを思い出すぐらいで、また同じことを繰り返すので、結局附帯決議を付けても本当に受け止めてもらえるのかどうかだんだん不安になってくるし、どういうやり方だったらそれが通じるか、変えてもらえるのか。もうちょっといい方法はないのかなと思いますし、バスの件も毎回同じことを言っているというのがあって、何かちょっともどかしいし、問題点はすごく見えてはいるんですけど、その辺りが改善につながっていないというのがあります。

下瀬俊夫委員 実はそのとおりで附帯決議を気にしているのは一部の担当だけなんですよね。あとはほとんど知りません。関心ありません。そういう点では、確かに附帯決議を付けると、今回はこういう附帯決議を付けられるかもしれないなということで気にしている部署はあるわけです。だけど、言わなきゃいけなかった部署が本当にそれを見ているかということを見ていない、肝腎なところは。そういう点で、議会基本条例の中の執行側が議案を提案する場合の姿勢とか提案の内容についてもっと理解してもらわないといけばいと思うんですよ。これがほとんど理解されていない。あれは議員が議会に提案された議案をどう審議するか、どう議論するかという問題だけじゃないわけですよ。提案の内容まで触れているわけ。執行側にもきちんと議会基本条例を理解してもらわないといけないと思うわけですよ。そういう点でやり方としてはどうなのかというのがあるんだけど、取りあえずは附帯決議しかないんじゃないかなと思うけどね。

小野泰委員長 今いろんな意見が出まして、附帯決議にしても、例えば公共交通の問題が出ました。これは維持するために金を出せばいいというような感覚ですので、何とか拡大して市民の利便性を高めるとかいったことがないといけないし、そういった意味では担当課が事業目的に沿った仕事をしていないというか、仕事がなかなかできにくかったというか、そういうこともあると思います。答弁を聞いても資料をそろえてなかったり、前向きな答弁をされる方もあればそうでない方もありますので、その辺りを踏まえて附帯決議しかないのかなと思ったりもするんですが、ではどうまとめるかということになるんです。

岩本信子委員 第2次総合計画が今パブコメに掛かってくるという状況になっています。第2次総合計画においては第1次の反省も踏まえた事務事業評価シートに作り変えてほしいし、事業名もそれに合った事業名に変え

てほしいと思います。先ほど言ったように維持対策じゃなくて、本当に一体感のあるバス路線とかそういう目的に合った事業名を付けるべきだと思います。第2次総合計画に向けて、事業計画、事業名とかも市民に分かりやすいものにしていくべきじゃないかと希望したいんですけど。

下瀬俊夫委員 言われるようにバス路線を維持することが目的じゃないわけですね。だからある自治体ではバス路線そのものを廃止して独自のバスの体系を作ったというのがあります。だからそういう点ではそれは必要だと思っていますし、今回の議論の中でも例えば福祉タクシーの件がありました。これも対象者全員を対象にしていると言っているんだけど、実際の交付は半分でした。それはなぜかといえば申請がなかったからだと。だけど予算枠があると一方では言っているわけ。そういう点でいろんな矛盾があるわけですよ。だから名目の問題ではなく、実質的に制度の改変とか実質的な市民のためのバスの体系をどう作るか、具体的な市民のためにどうあるべきなのか、そこら辺まで踏み込んだ対応が要るんじゃないか、あるいは指摘が要るんじゃないかという感じがしました。

小野泰委員長 それでは、自由討議はこれまでとします。ここで5分間休憩します。

午後3時25分休憩

午後3時31分再開

小野泰委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。平成28年度決算について審査が全て終わりました。これより討論を行います。討論はありませんか。

下瀬俊夫委員 討論は本会議場でやりますので、あえてここではやりません。

小野泰委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それではこれより採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

小野泰委員長 賛成多数で議案55号は認定すべきものと決定しました。なお

自由討議の結論については後日行います。以上で終わります。

午後 3 時 3 2 分散会

平成 2 9 年 9 月 5 日

一般会計予算決算常任委員長 小 野 泰